

令和 7 年度第 7 回

下松市農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 14 日 (火) 10 時から

下松市役所 4 階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。

個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和7年度第7回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年10月14日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（7人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結 7番 藤田 善江

8番 松村 将吾

・欠席（1人）

1番 内山 禮介

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（5人）

2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫 5番 弘中 健治

6番 本村 学

・欠席（1人）

1番 貞久 晋

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）

協議事項(1) 「下松市農業施策に関する意見書」についての提案、

意見等について

協議事項(2) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 現況確認書について（市街化区域）

6 農業委員会事務局職員

局長 中田 量寄

書記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第7回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より10月の定例総会を開催いたします。本日、内山禮介委員が欠席でございますので、出席委員は7名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。貞久晋推進委員は欠席です。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は大本博秀委員と松村将吾委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 それではよろしくお願ひ致します。
事務局	議案書1ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明します。申請は2件です。 それでは受付番号1番について説明します。対象土地は1筆であります、土地の所在は●●●●●●●番●、地目は登記簿畠、現況畠、市街化区域の農地で面積は330m ² です。権利移転の内容は所有権移転で、譲渡人が●●●●さん、譲受人は●●●●さんです。調査報告は河村真弓委員です。よろしくお願ひします。
議長	河村真弓委員、お願ひします。
河村委員	報告いたします。9月27日に譲受人の●●●●さんとお会いしました。場所は4ページにありますように、●●●●●●●●を北に少し行った所なのですが、●●さんの自宅のちょうど裏手にあります。●●●●さんと●●さんは親戚関係にあります、●●さんが高齢で目もあまり良くなく、管理ができないので、●●さんにお願いをして買われたようです。●●さんは自宅の横に家庭菜園をされていまして、夏野菜などの栽培をされていました。許可がおりたら、その農地に自家消費で栽培をしたいということでした。道具等は、その都度自分で支度をしたいというふうにおっしゃっていました、引き続き耕作されると思いますが、別段問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	河村真弓委員、ありがとうございました。次、事務局、お願ひします。
事務局	続きまして受付番号2番について説明します。対象土地は1筆であります、土地の所在は●●●●●●●●●●番●、地目は登記簿田、現況田、市街化区域の農地で面積は645m ² です。権利移転の内容は所有権移転で、譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●●さんです。調査報告は松村将吾委員です。よろしくお願ひします。

議長	松村将吾委員、お願いします。
松村委員	では報告いたします。今回贈与による所有権移転で、10月1日に現地を確認いたしました。場所は7ページです。●●●●●●●の50mくらい行ったところに申請地があります。現地の状況ですが、●●●●一●の隣の●●●●一●は田になっていたのですが、ここも今住宅が建っていまして、左隣の●●●●一●は耕作していない農地で、周りはほぼアパートとか住居に囲まれている農地というかんじです。今栽培はされていないですけれども、草はほぼ生えていなくて、いつでも耕作できる状況ではあるというかんじです。6ページの営農計画書にもありますが、水稻はしなくて畑作として利用するということで、出荷をせずに自己消費でこれから維持管理をしていくという計画になっております。周りが住居なので、そこさえ配慮していただければ問題はないかなと思いました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	松村将吾委員、ありがとうございました。 ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番、2番についてはこれを可とする方は举手をお願いします。
	(全員举手)
	はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番、2番は許可することに決しました。次、事務局、お願いします。
事務局	議案書8ページをご覧下さい。議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）です。申請は2件です。 それでは受付番号1番について説明します。対象土地は2筆であります、土地の所在は大字●●●●番●、●●●番●、地目はいずれも登記簿田、現況畠、農振区分はいずれも農用地区域内で、面積は順に956m ² 、1,453m ² 、合計2,409m ² です。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●●●●●●●●さん、内容は使用貸借で、期間は令和7年12月8日から5年間です。基盤法の利用権の期間が満了したため、引き続き農地中間管理事業法での利用権設定となりました。なお、本件土地は地域計画の区域外です。調査報告は藤田善江委員です。よろしくお願いします。
議長	藤田善江委員、お願いします。
藤田委員	はい。では報告いたします。9月26日に現地調査に行ってきました。場所は11ページです。●●●●●●の●●から100mくらい行ったところにあ

		ります。今はナスが綺麗に植えてあり、収穫されていました。いつも綺麗に管理されているので問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	藤田善江委員、ありがとうございました。次、事務局、お願ひします。	
事務局	続きまして受付番号2番について説明します。対象土地は2筆であります、土地の所在は大字●●●●●番●、●●●番●、地目はいずれも登記簿田、現況畠、農振区分はいずれも農用地区域内で、面積は順に720m ² 、1,118m ² 、合計1,838m ² です。利用権を設定する者は●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●さん、内容は使用貸借で、基盤法の利用権の期間が満了したため、引き続き農地中間管理事業法での利用権設定となりました。期間は令和8年1月10日から3年間です。なお、本件土地は地域計画の区域外です。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願ひします。	
議長	近藤政司委員、お願ひします。	
近藤委員	はい。ご報告いたします。14ページをご覧ください。●●●●●●の●●、200mくらいのところに現地があります。二つの堤に囲まれた右側の堤の南側です。持ち主は、堤の左側にあるところにある人なんですけれど、よそに出ておられるようです。9月25日に現地調査に行って来ましたが、他の所は結構荒れていましたが、ここの2か所だけは綺麗に草を刈って管理をされていますし、継続ですので何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。	
議長	近藤政司委員、ありがとうございました。 ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。私も現地を見てまいりましたが、それぞれきちんと管理されておりますので、特に問題はない見受けました。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番、2番についてこれを可とする方は举手をお願いします。	
	(全員挙手)	
	はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番、2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願ひします。	
事務局	それでは協議事項(1)、「下松市農業施策に関する意見書（案）について」です。9月の総会で数点ご意見をいただきまして、そのご意見をもとに会長と協議をして案を作成いたしましたものを本日配布しております。 9月総会では3点ほどご指摘をいただき、そのあと1点追加がありましたので計4点ほど前回案とは変わっております。変更点を説明します。	

1点目が1ページ、「1 担い手への支援の充実強化（1）」の農業用機械購入支援事業に関して、「農家の規模によって必要とする機械の価格差があるため、一律の補助ではなく規模によってメリハリをつけて欲しい。」とのことでしたので、「そこで、」からの文言を変えております。読み上げますと、「そこで、担い手が機械等の更新をあきらめて離農することがないよう、大規模農家に対する補助額を更に引き上げるなど、規模に応じて農業経営の継続に必要な支援を行うこと。」としております。

2点目が水路・農道の維持管理問題でしたので、「(4)」の中ほどの「…支援策を講ずること。」の後に、「特に」として水路・農道の維持管理について加えております。読み上げますと。「特に耕作を続けていくために必要な水路や農道については、耕作者だけでは維持管理できなくなっている。水路や農道は農村地域の環境・景観を構成する地域の大切な財産でもあるので、次代に引き継ぐために早急に対策を検討すること。」としております。

3点目が新規就農者を呼び込む際の初期投資などへの支援でしたので、これについては()の項目を追加しまして、読み上げますと「(6) 農業従事者の高齢化、農業を担う者の減少が進む中、新規就農者の確保、育成が大事である。しかし、農業を本格的に始め、続けていくためにはかなりの初期投資、運転資金が必要であるため、就農の大きな壁となっている。そこで、現行の支援策を拡充や新たな支援策を創設するなどを行い、次代を担う農業者の確保、育成を図ること。」としております。

最後4点目ですが、これは総会後ですが、「鳥獣被害の防止」について追加のご意見がありましたので加えております。これについては「3 鳥獣被害の防止対策について」として加えまして、読み上げますと「鳥獣被害は農業者の営農意欲を奪い、営農継続に支障を生じる恐れがある。農業者は下松市の補助を活用して侵入防止柵の設置などを行っているが、鳥獣被害は治まらず、拡大している状況である。そこで、猟友会と連携して有害鳥獣の駆除を進めるなど、効果的な被害防止対策を講じること。」としております。

大枠は案のとおりで行きたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長　　このことについてご意見がありましたらお願いします。提出日が11月5日ですでの、それより一週間前までには事務局に出してください。これは議会にも出すのですか？

事務局　　議会には出しません。市長への要望になりますので。

金藤(推)委員　先般お配りしていただいた案を見させていただきました。提案の部分もきちんと直っているので、下松市の農業の現状を網羅しているというふうに理解をするところです。これを提出して、それに対して、やはり農政のほうから回答を文書でいただく。文書で申し入れをするわけですから、文書で具体的に回答をもらうという手続きをしていただくというふうに思います。

議長	事務局、そのへんは頭にいれておいてください。私はできれば議会に出してもいいと思うのですが、連携がなければ市からいくのであろうから、そこまで求めなくてもいいかなと思っております。
金藤(推)委員	議会のほうにも、やはり農業の現状というものをきちんと把握してもらうために出していただいて、頭でっかちにならないように、議会の中できちんと精査してもらって発言してもらうためにも、出して欲しいと思います。
議長	分かりました。議会にも議長あてに提出することいたします。事務局、そういうことでいいですね。
事務局	意見書は市への申し入れとなりますので、議長にも、議会のかたにもお知らせる、情報提供という形になろうかと…。
議長	それでは議長あてに情報提供という形で出しましょう。やはり議会にも理解してもらわないと、現状の下松市の農政がどうなっているのかということを、議員の皆さんに理解してもらう必要があるし、このことが市民にも周知してもらわないとですね、いつまでたっても下松市の農政の展望が見えないというふうに思います。それから、これに付け加えてどうこうと言いませんが、中山間地の草刈りについて、町が1時間あたり1,500円で補助しようというニュースが出ておりました。まさに時代に合った政策ではないかと思います。中山間地で傾斜の多い農地を管理していくことに対しては、市町村が本気で取り組まないと、これから担い手がどんどん減るわけですから、それを継続していく意味でも非常に重要な政策ではないかと思います。これから他市もこれに習われるところが出てくるかもしれません。以上です。 次、事務局お願いします。
事務局	それでは協議事項「(2) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」です。15ページをご覧ください。また、本日配布いたしましたリーフレット「信頼される農業委員会であるために」をご用意ください。それでは事務局から簡単に経緯を説明いたします。 山口県ではございませんが、今年度、農業委員会職員による虚偽有印公文書作成や農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄などの不祥事が発生いたしました。これを受けまして、全国農業会議所より各農業委員会に申し合わせ決議を実施するように依頼を受けております。総会での実施を求められておりますので、本日、決議案を示させていただいております。わたくしが読み上げて提案とさせていただきます。

(読み上げ)

読み上げましたので、決議とさせていただいてよろしいでしょうか。

(　　はいの声　　)

ありがとうございます。それでは決議をしたということで進めさせていただきます。

続きまして、決議の中にある研修等は、本日「信頼される農業委員会であるために」を配布しておりますが、該当部分の説明をもって、研修に代えさせていただきます。

このリーフレットは見られたことがあると思いますが、2ページ目の「実際にあった法令違反　これは絶対にアウト」は特に注意してください。

あわせて今回の決議とは直接関係はございませんが、7ページの個人情報の取り扱いについても、今一度ご確認ください。個人情報については、現在農地パトロールを行っておりますのでタブレットの紛失は十分注意してください。また、総会資料にも個人情報がありますので、管理、処分も慎重にお願いします。総会資料につきましては、今回から回収箱を設けておりますので、保管、処分に困っている方はご利用ください。事務局で責任をもってシュレッダー等で廃棄処分いたします。過去の議案資料は事務局で1部保存しておりますので、ご自分の資料を廃棄されても事務局で見ることができますので、特に支障はないものと思われます。協議事項（2）については以上になります。

議長　　はい、事務局ありがとうございました。次、お願ひします。

事務局　議案書16ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ですが届出が1件ございました。

続きまして、議案書17ページです。現況確認書について（市街化区域）ですが、届出が2件ございました。

添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。

報告事項は以上です。

議長　　以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

その他について

- ・有害鳥獣について
- ・相続、3条許可のその後の管理について

次、事務局、お願ひします。

事務局　　・視察旅行先、時期の検討

議長　　はい。これで10月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和7年10月14日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

清川洋

署名委員

大本博秀

署名委員

松村将吾